

堺市公報 第19号	平成30年5月11日発行
	発行
堺市公報	堺市(総務局行政部法制文書課)
	堺市堺区南瓦町3番1号

## 目 次

頁

## &lt;告示&gt;

- 地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について  
【文化観光局文化部文化課】 ..... 4
- 地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について  
【文化観光局博物館学芸課】 ..... 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 ..... 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 ..... 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の辞退について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 ..... 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 ..... 9
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 ..... 9
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	15
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	17
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	18
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	19
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【総務局行政部総務課】	20
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【総務局行政部総務課】	21
○堺市泉ヶ丘プールの利用料金について	
【建設局公園緑地部泉ヶ丘公園事務所】	22
<堺区選挙管理委員会告示>	
○委員長及び委員長代理の住所及び氏名について	
【堺区選挙管理委員会事務局】	23
<堺区選挙管理委員会公表>	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況について	
【堺区選挙管理委員会事務局】	23
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について	
【堺区選挙管理委員会事務局】	28

**<中区選挙管理委員会告示>**

- 委員長及び委員長代理の住所及び氏名について

【中区選挙管理委員会事務局】 ..... 28

**<中区選挙管理委員会公表>**

- 選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

【中区選挙管理委員会事務局】 ..... 29

- 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

【中区選挙管理委員会事務局】 ..... 31

**<東区選挙管理委員会告示>**

- 委員長及び委員長代理の住所及び氏名について

【東区選挙管理委員会事務局】 ..... 31

**<東区選挙管理委員会公表>**

- 選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

【東区選挙管理委員会事務局】 ..... 32

- 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

【東区選挙管理委員会事務局】 ..... 36

**<西区選挙管理委員会告示>**

- 委員長及び委員長代理の住所及び氏名について

【西区選挙管理委員会事務局】 ..... 36

**<西区選挙管理委員会公表>**

- 選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

【西区選挙管理委員会事務局】 ..... 37

- 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

【西区選挙管理委員会事務局】 ..... 39

**<南区選挙管理委員会告示>**

- 委員長及び委員長代理の住所及び氏名について

【南区選挙管理委員会事務局】 ..... 39

**<南区選挙管理委員会公表>**

- 選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

【南区選挙管理委員会事務局】 ..... 40

- 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

【南区選挙管理委員会事務局】 ..... 45

**<北区選挙管理委員会告示>**

- 委員長及び委員長代理の住所及び氏名について

【北区選挙管理委員会事務局】 ..... 45

**<北区選挙管理委員会公表>**

- 選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

【北区選挙管理委員会事務局】 ..... 46

○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について	
【北区選挙管理委員会事務局】	52
＜美原区選挙管理委員会告示＞	
○委員長及び委員長代理の住所及び氏名について	
【美原区選挙管理委員会事務局】	52
＜美原区選挙管理委員会公表＞	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況について	
【美原区選挙管理委員会事務局】	53
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について	
【美原区選挙管理委員会事務局】	55
＜監査委員公表＞	
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	55

## 告 示

堺市告示第183号

堺市立東文化会館駐車場の使用料の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月11日

堺市長 竹山修身

1 委託する歳入の種類

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）の規定に基づき徴収する堺市立東文化会館駐車場の使用料

2 委託する期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 堀市東区北野田1084番地

氏名 ベルヒル管理組合

理事長 楠井謙一



## 堺市告示第184号

堺市博物館ミュージアムグッズの物品売払代金の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月11日

堺市長 竹山修身

### 1 委託する歳入の種類

堺市と公益社団法人 堀観光コンベンション協会との間で締結した堺市博物館ミュージアムグッズ販売及び売払代金徴収業務委託契約に基づき徴収する堺市博物館ミュージアムグッズの物品売払代金

### 2 委託する期間

平成30年4月27日から平成31年3月31日まで

### 3 受託者の住所及び氏名

住所 堀市堺区甲斐町西1丁1番35号

氏名 公益社団法人 堀観光コンベンション協会

会長 前田 寛司



## 堺市告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年5月11日

堺市長 竹山修身

## 1 診療所

名称	所在地	指定年月日
草部井上医院	堺市西区草部181	平成30年2月18日

## 2 歯科

名称	所在地	指定年月日
さかなか歯科	堺市北区北花田町3-18-11	平成30年3月1日
りんどう歯科クリニック	堺市中区深井沢町3395フェリス深井102号	平成30年3月1日
ソフト歯科	堺市中区小阪270泉北ビル2階	平成30年3月1日
内田歯科医院	堺市西区上野芝町2-3-18上野芝クリニックモール1階	平成30年4月1日

## 3 薬局

名称	所在地	指定年月日
トリム薬局北野田店	堺市東区北野田551-6	平成30年3月1日
浜寺ファーマライズ薬局	堺市西区浜寺公園町1-12-10	平成30年3月1日
北野田ファーマライズ薬局	堺市東区北野田538-2	平成30年3月1日
スギ薬局北野田店	堺市東区丈六183-18ダイエー北野田店1階	平成30年4月1日

## 4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
Anela	堺市西区鳳中町1-12-9-202号	平成30年4月1日

訪問看護ステーションセレーノ	堺市堺区南田出井町1-3-12	平成30年4月1日
ジョイ訪問看護ステーション堺	堺市中区東八田177-4	平成30年4月1日

~~~~~

### 堺市告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年5月11日

堺市長 竹山修身

#### 1 病院

| 名称         | 所在地          | 廃止年月日      |
|------------|--------------|------------|
| 近畿大学医学部堺病院 | 堺市南区原山台2-7-1 | 平成30年3月31日 |

#### 2 診療所

| 名称     | 所在地       | 廃止年月日      |
|--------|-----------|------------|
| 草部井上医院 | 堺市西区草部181 | 平成30年2月17日 |

#### 3 歯科

| 名称         | 所在地          | 廃止年月日      |
|------------|--------------|------------|
| 近畿大学医学部堺病院 | 堺市南区原山台2-7-1 | 平成30年3月31日 |

|             |                              |            |
|-------------|------------------------------|------------|
| りんどう歯科クリニック | 堺市中区深井沢町3395 フェリス深井102号      | 平成30年2月28日 |
| ソフト歯科       | 堺市中区小阪270 泉北ビル2階             | 平成30年2月28日 |
| みちかわうち歯科    | 堺市中区土師町1-6-15 ヴィラレースポワール1階   | 平成30年3月31日 |
| さかなか歯科      | 堺市北区北花田町3-18-11 ベルドミール浅香102号 | 平成30年2月28日 |
| 藤本歯科医院      | 堺市東区北野田394-30                | 平成28年6月14日 |

## 4 薬局

| 名称           | 所在地              | 廃止年月日      |
|--------------|------------------|------------|
| トリム薬局北野田店    | 堺市東区北野田551-6     | 平成30年2月28日 |
| 北野田ファーマライズ薬局 | 堺市東区北野田538-2     | 平成30年2月28日 |
| 浜寺ファーマライズ薬局  | 堺市西区浜寺公園町1-12-10 | 平成30年2月28日 |

## 5 訪問看護

| 名称          | 所在地          | 廃止年月日      |
|-------------|--------------|------------|
| 紹訪問看護ステーション | 堺市中区新家町499-1 | 平成30年4月30日 |

## 堺市告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退について届出があったので、生活保護法第55条の3第3号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年5月11日

堺市長 竹山修身

| 名称           | 所在地                             | 辞退年月日     |
|--------------|---------------------------------|-----------|
| 堺市こころの健康センター | 堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1 堀市立健<br>康福祉プラザ3階 | 平成30年4月1日 |

~~~~~

堺市告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年5月11日

堺市長 竹山修身

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
大曲歯科医院	堺市北区蔵前町1512 小郷ビル3F	堺市北区蔵前町1- 7-11小郷ビル3F	平成30年3月29日
清水歯科医院	堺市中区深阪1810	堺市中区深阪6 -19-15	平成30年3月23日
ウエルシア薬局 堺深井水池店	堺市中区深井水池町 3093	堺市中区深井水池町 3094	平成29年7月1日

~~~~~

堺市告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年5月11日

堺市長 竹山修身

| 事業の種類           | 事業所名称              | 所在地                      | 指定年月日     |
|-----------------|--------------------|--------------------------|-----------|
| 介護予防通所リハビリテーション | 医療法人薰風会<br>西川クリニック | 堺市東区丈六160-1              | 平成30年4月1日 |
| 通所リハビリテーション     | 医療法人薰風会<br>西川クリニック | 堺市東区丈六160-1              | 平成30年4月1日 |
| 介護予防居宅療養管理指導    | ジャパンファーマシー薬局堺中央店   | 堺市北区長曾根町1467-1エイトワンビル1-A | 平成30年3月1日 |
| 居宅療養管理指導        | ジャパンファーマシー薬局堺中央店   | 堺市北区長曾根町1467-1エイトワンビル1-A | 平成30年3月1日 |
| 訪問介護            | サポートセンター<br>リバティ   | 堺市西区鳳北町8-6               | 平成30年2月1日 |
| 介護予防訪問介護        | サポートセンター<br>リバティ   | 堺市西区鳳北町8-6               | 平成30年2月1日 |
| 介護予防福祉用具貸与      | キコーメディカル株式会社       | 堺市北区金岡町1988寿マンションⅡ号館101号 | 平成30年3月1日 |
| 特定介護予防福祉用具販売    | キコーメディカル株式会社       | 堺市北区金岡町1988寿マンションⅡ号館101号 | 平成30年3月1日 |
| 福祉用具貸与          | キコーメディカル株式会社       | 堺市北区金岡町1988寿マンションⅡ号館101号 | 平成30年3月1日 |
| 特定福祉用具販売        | キコーメディカル株式会社       | 堺市北区金岡町1988寿マンションⅡ号館101号 | 平成30年3月1日 |

## 堺市告示第190号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年5月11日

堺市長 竹山修身

| 事業の種類        | 事業所名称            | 所在地                          | 廃止年月日      |
|--------------|------------------|------------------------------|------------|
| 居宅療養管理指導     | 近畿大学医学部<br>堺病院   | 堺市南区原山台2-7-1                 | 平成30年3月31日 |
| 訪問リハビリテーション  | 近畿大学医学部<br>堺病院   | 堺市南区原山台2-7-1                 | 平成30年3月31日 |
| 訪問看護         | 近畿大学医学部<br>堺病院   | 堺市南区原山台2-7-1                 | 平成30年3月31日 |
| 介護療養型医療施設    | 医療法人暁美会<br>田中病院  | 堺市美原区黒山39-10                 | 平成30年2月28日 |
| 居宅療養管理指導     | 裕歯科医院            | 堺市中区福田484-60                 | 平成28年2月2日  |
| 訪問看護         | 裕歯科医院            | 堺市中区福田484-60                 | 平成28年2月2日  |
| 訪問リハビリテーション  | 裕歯科医院            | 堺市中区福田484-60                 | 平成28年2月2日  |
| 居宅療養管理指導     | みちかわうち歯科         | 堺市中区土師町1-6-15<br>ヴィラレスポワール1階 | 平成30年3月31日 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 北野田ファーマ<br>ライズ薬局 | 堺市東区北野田538-2                 | 平成30年2月28日 |
| 居宅療養管理指導     | 北野田ファーマ<br>ライズ薬局 | 堺市東区北野田538-2                 | 平成30年2月28日 |

|              |                    |                  |            |
|--------------|--------------------|------------------|------------|
| 介護予防居宅療養管理指導 | トリム薬局北野田店          | 堺市東区北野田551-6     | 平成30年2月28日 |
| 居宅療養管理指導     | トリム薬局北野田店          | 堺市東区北野田551-6     | 平成30年2月28日 |
| 居宅療養管理指導     | 浜寺ファーマライズ薬局        | 堺市西区浜寺公園町1-12-10 | 平成30年2月28日 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 浜寺ファーマライズ薬局        | 堺市西区浜寺公園町1-12-10 | 平成30年2月28日 |
| 居宅療養管理指導     | ベルアンサンブル訪問看護ステーション | 堺市西区菱木1-2343-11  | 平成30年3月31日 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | ベルアンサンブル訪問看護ステーション | 堺市西区菱木1-2343-11  | 平成30年3月31日 |
| 訪問看護         | あいあい訪問看護ステーション     | 堺市南区豊田1219-1     | 平成30年3月31日 |
| 介護予防訪問看護     | あいあい訪問看護ステーション     | 堺市南区豊田1219-1     | 平成30年3月31日 |
| 福祉用具貸与       | キコーメディカル株式会社       | 堺市堺区大町西2-2-1     | 平成30年2月28日 |
| 介護予防福祉用具貸与   | キコーメディカル株式会社       | 堺市堺区大町西2-2-1     | 平成30年2月28日 |
| 特定福祉用具販売     | キコーメディカル株式会社       | 堺市堺区大町西2-2-1     | 平成30年2月28日 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | キコーメディカル株式会社       | 堺市堺区大町西2-2-1     | 平成30年2月28日 |
| 居宅介護支援       | ケアプランセンター陽だまり      | 堺市堺区一条通1-23堺ビル1F | 平成30年3月31日 |
| 福祉用具貸与       | 介護ショップPG           | 堺市西区鳳南町5-600-1   | 平成30年3月31日 |
| 介護予防福祉用具貸与   | 介護ショップPG           | 堺市西区鳳南町5-600-1   | 平成30年3月31日 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 介護ショップPG           | 堺市西区鳳南町5-600-1   | 平成30年3月31日 |
| 特定福祉用具販売     | 介護ショップPG           | 堺市西区鳳南町5-600-1   | 平成30年3月31日 |

|                         |                                     |                     |            |
|-------------------------|-------------------------------------|---------------------|------------|
| 通所介護                    | 社会福祉法人ラ<br>ポール会 デイ<br>サービス笑寿        | 堺市北区南長尾町1-2<br>-31  | 平成30年1月31日 |
| 介護予防通所<br>サービス          | 社会福祉法人ラ<br>ポール会 デイ<br>サービス笑寿        | 堺市北区南長尾町1-2<br>-31  | 平成30年1月31日 |
| 小規模多機能<br>型居宅介護         | 社会福祉法人南<br>の風 小規模多<br>機能ホームセレ<br>ーノ | 堺市堺区南田出井町1-3<br>-12 | 平成30年3月31日 |
| 介護予防小規<br>模多機能型居<br>宅介護 | 社会福祉法人南<br>の風 小規模多<br>機能ホームセレ<br>ーノ | 堺市堺区南田出井町1-3<br>-12 | 平成30年3月31日 |

## 堺市告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年5月11日

堺市長 竹山修身

| 事業の種類          | 変更後の名称                                  | 変更前の名称                                  | 所在地               | 変更年月日           |
|----------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------|-----------------|
| 介護予防訪問入<br>浴介護 | パナソニックエ<br>イジフリーケア<br>センター堺泉ヶ<br>丘・訪問入浴 | パナソニックエ<br>イジフリーケア<br>センターにわし<br>ろ・訪問入浴 | 堺市南区和田東<br>1007-4 | 平成29年10<br>月20日 |

|            |                             |                             |                   |             |
|------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------|-------------|
| 訪問入浴介護     | パナソニックエイジフリーケアセンター堺泉ヶ丘・訪問入浴 | パナソニックエイジフリーケアセンターにわしろ・訪問入浴 | 堺市南区和田東1007-4     | 平成29年10月20日 |
| 介護予防訪問サービス | きずな百舌鳥介護所                   | きずな藏前介護所                    | 堺市北区百舌鳥梅北町4-175-3 | 平成30年4月1日   |
| 訪問介護       | きずな百舌鳥介護所                   | きずな藏前介護所                    | 堺市北区百舌鳥梅北町4-175-3 | 平成30年4月1日   |
| 居宅介護支援     | きずな百舌鳥介護相談所                 | きずな藏前介護相談所                  | 堺市北区百舌鳥梅北町4-175-3 | 平成30年4月1日   |

~~~~~

## 堺市告示第192号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年5月11日

堺市長 竹山修身

名称	事業の種類	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
訪問看護ステーションふたば	介護予防訪問看護	堺市中区東山732	堺市中区東八田24-5	平成29年8月1日
訪問看護ステーションふたば	訪問看護	堺市中区東山732	堺市中区東八田24-5	平成29年8月1日
ベルアンサンブル訪問看護ステーション	介護予防訪問看護	堺市西区菱木1-2343-11	堺市西区菱木1-2343-17	平成28年9月23日
ベルアンサンブル訪問看護ステーション	訪問看護	堺市西区菱木1-2343-11	堺市西区菱木1-2343-17	平成28年9月23日
ヘルパーステーションふたば	介護予防訪問サービス	堺市中区東山732	堺市中区東八田24-5	平成29年8月1日

ヘルパーステーションふたば	訪問介護	堺市中区東山732	堺市中区東八田 24-5	平成29年8月1日
パナソニックエイジフリーケアセンター堺泉ヶ丘・訪問入浴	介護予防訪問入浴介護	堺市南区庭代台2-9-1	堺市南区和田東 1007-4	平成29年10月20日
パナソニックエイジフリーケアセンター堺泉ヶ丘・訪問入浴	訪問入浴介護	堺市南区庭代台2-9-1	堺市南区和田東 1007-4	平成29年10月20日
きずな百舌鳥介護所	訪問介護	堺市北区蔵前町1 -21-4	堺市北区百舌鳥梅北町4-175-3	平成30年4月1日
きずな百舌鳥介護所	介護予防訪問サービス	堺市北区蔵前町1 -21-4	堺市北区百舌鳥梅北町4-175-3	平成30年4月1日
きずな百舌鳥介護所	居宅介護支援	堺市北区蔵前町1 -21-4	堺市北区百舌鳥梅北町4-175-3	平成30年4月1日

## 堺市告示第193号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年5月11日

堺市長 竹山修身

## 1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
浅井 逸喜	アサイ指圧院	堺市中区堀上町161-6	平成30年3月1日
木村 通	森の家マッサージ	堺市西区草部757-17 2F	平成30年1月1日

山本 秀樹	ほっと整体整骨院	堺市堺区出島町2-5-5 アーバン湊1F	平成30年4月2日
中井 佳代	森の家マッサージ	堺市西区草部757-17 2F	平成30年1月1日
堀田 友紀	森の家マッサージ	堺市西区草部757-17 2F	平成30年1月1日
宇都宮 孝	ピース鍼灸院	堺市堺区一条通1-27	平成30年4月1日
雲鶴 昇子	森の家マッサージ	堺市西区草部757-17 2F	平成30年1月1日
伊藤 佳那子	森の家マッサージ	堺市西区草部757-17 2F	平成30年1月1日
黒田 隆	訪問マッサージ KEiROW 堺北区ステーション	堺市北区東浅香山町1-257-7	平成30年4月10日
小谷 隆行	森の家マッサージ	堺市西区草部757-17 2F	平成30年1月1日

## 2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
谷田 陽平	谷田 陽平（出張専門）	堺市西区家原寺町2-4-2（C-202）	平成30年4月1日
山本 秀樹	ほっと整体整骨院	堺市堺区出島町2-5-5 アーバン湊1F	平成30年4月2日
宇都宮 孝	ピース鍼灸院	堺市堺区一条通1-27	平成30年4月1日
板倉 千佳	さわやかけんこう Do鍼灸治療院	堺市北区北花田町4-120	平成30年4月2日
宮角 和之	ミヤカド鍼灸整骨院	堺市西区浜寺石津町中2-6-9-202号	平成30年3月22日
大橋 久美子	森の家マッサージ	堺市西区草部757-17 2F	平成30年1月1日
雲鶴 昇子	森の家マッサージ	堺市西区草部757-17 2F	平成30年1月1日
堀田 友紀	森の家マッサージ	堺市西区草部757-17 2F	平成30年1月1日

中井 佳代	森の家マッサージ	堺市西区草部757-17 2F	平成30年1月1日
木村 通	森の家マッサージ	堺市西区草部757-17 2F	平成30年1月1日
伊藤 佳那子	森の家マッサージ	堺市西区草部757-17 2F	平成30年1月1日
柏原 敏明	あかり鍼灸院	堺市東区日置荘西町3-19-5-103	平成30年4月2日

### 3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
柏原 敏明	あかり整骨院	堺市東区日置荘西町3-19-5-103	平成30年4月2日
宮角 和之	ミヤカド鍼灸整骨院	堺市西区浜寺石津町中2-6-9-202号	平成30年3月22日

~~~~~

### 堺市告示第194号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年5月11日

堺市長 竹山修身

### 1 あんま・マッサージ

| 施術者    | 施術所名     | 所在地             | 廃止年月日       |
|--------|----------|-----------------|-------------|
| 伊藤 佳那子 | 森の家マッサージ | 堺市西区草部757-17 2F | 平成29年12月31日 |

|        |                 |                     |             |
|--------|-----------------|---------------------|-------------|
| 中井 佳代  | 森の家マッサージ        | 堺市西区草部757-17<br>2 F | 平成29年12月31日 |
| 雲鶴 昇子  | 森の家マッサージ        | 堺市西区草部757-17<br>2 F | 平成29年12月31日 |
| 堀田 友紀  | 森の家マッサージ        | 堺市西区草部757-17<br>2 F | 平成29年12月31日 |
| 木村 通   | 森の家マッサージ        | 堺市西区草部757-17<br>2 F | 平成29年12月31日 |
| 小谷 隆行  | 森の家マッサージ        | 堺市西区草部757-17<br>2 F | 平成29年12月31日 |
| 上土井 康弘 | 鍼灸マッサージ院<br>はたご | 堺市堺区南旅籠町東 1<br>-2-2 | 平成30年4月9日   |

## 2 はり・きゅう

| 施術者    | 施術所名     | 所在地                 | 廃止年月日       |
|--------|----------|---------------------|-------------|
| 伊藤 佳那子 | 森の家マッサージ | 堺市西区草部757-17<br>2 F | 平成29年12月31日 |
| 中井 佳代  | 森の家マッサージ | 堺市西区草部757-17<br>2 F | 平成29年12月31日 |
| 雲鶴 昇子  | 森の家マッサージ | 堺市西区草部757-17<br>2 F | 平成29年12月31日 |
| 堀田 友紀  | 森の家マッサージ | 堺市西区草部757-17<br>2 F | 平成29年12月31日 |
| 木村 通   | 森の家マッサージ | 堺市西区草部757-17<br>2 F | 平成29年12月31日 |

## 3 柔道整復

| 施術者   | 施術所名     | 所在地                                     | 廃止年月日       |
|-------|----------|-----------------------------------------|-------------|
| 能登谷 操 | のとや鍼灸整骨院 | 堺市北区北長尾町 1 -<br>7 - 9 カーライル堺市<br>駅前 1 F | 平成22年12月31日 |

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

平成30年5月11日

堺市長 竹山修身

指定障害児通所支援事業者（指定日 平成30年5月1日）

| 設置者名称       | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所          | 事業の種類            | 事業所の名称              | 事業所の所在地             | 事業者番号      |
|-------------|-----------------------------|------------------|---------------------|---------------------|------------|
| 株式会社Sun-you | 堺市西区鳳西町3丁12-5               | 児童発達支援放課後等デイサービス | 運動発達支援スタジオAYUMOおおとり | 堺市西区鳳東町3丁250番地      | 2756320194 |
| 株式会社マーブル    | 大阪市中央区内本町1丁目2番13号谷四ばんらいビル3階 | 放課後等デイサービス       | マーブル堺東              | 堺市堺区大町東1丁2-26音楽ビル2階 | 2756020299 |

~~~~~  
堺市告示第196号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第21条の5の20第4項の規定に基づき、次のとおり指定障害児通所支援事業者の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

平成30年5月11日

堺市長 竹山修身

指定障害児通所支援事業者（廃止日 平成30年4月30日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者番号
ピュアスマイル 合同会社	堺市中区大野芝 町213番地19	児童発達支援 放課後等デイ サービス	ピュアガーデン	堺市中区大野芝 町213番地19	2756120206

## 公 告

堺市公告第308号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月11日

堺市長 竹山修身

## 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

堺市役所本庁舎に係る電力の供給

契約電力（常時電力）	2,000kW
契約電力（予備電力）	2,000kW
契約電力（自家発補給電力）	360kW
年間予定使用電力量	7,200,000kWh

## 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

総務局行政部総務課

## 3 落札者を決定した日

平成30年2月27日

## 4 落札者の氏名及び住所

関西電力株式会社  
代表取締役 岩根 茂樹  
大阪市北区中之島三丁目6番16号

- 5 落札金額  
¥80,910,056-（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年1月12日

~~~~~

堺市公告第309号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月11日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
本庁舎清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
総務局行政部総務課
- 3 落札者を決定した日  
平成30年3月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社大阪建物管理

代表取締役 前田 由香利  
堺市堺区築港南町2番地

5 落札金額  
¥31,968,000-（税込）

6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日  
平成29年12月25日

~~~~~

堺市公告第310号

堺市公園条例（昭和35年条例第18条）第31条第2項の規定に基づき、指定管理者が堺市泉ヶ丘プールの利用料金を定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月11日

堺市長 竹山修身

堺市泉ヶ丘プール 利用料金

	種別	単位	金額
利 用 料 金	露天営業その他これに類する目的とする使用	使用面積1平方 メートルにつき	93円
	広告宣伝又は放送の目的とする使用	1日	370円
	業として撮影の目的とする使用	1回（2時間以内）につき	7,600円
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的とする使用	使用面積10平方 メートルにつき	23円
	その他の使用	1日	23円

## 堺区選挙管理委員会告示

堺市堺区選挙管理委員会告示第4号

堺市堺区選挙管理委員会委員長及びその職務を代理すべき委員を次のとおり定めた。

平成30年5月11日

堺市堺区選挙管理委員会  
委員長 初道文雄

委員長

住所 堺市堺区西湊町5-4-7  
氏名 初道文雄

委員長代理

住所 堺市堺区賑町4-3-25  
氏名 天野徹

## 堺区選挙管理委員会公表

堺市堺区選挙管理委員会公表第1号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則  
(昭和25年総理府令第13号) 第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年5月11日

堺市堺区選挙管理委員会  
委員長 初道文雄

別紙

## 選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 (政党その他の事務所の所在地 及び法人の場所)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成29年 5月 23日	渕上 猛志		—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第4・6・14・18・20・25 投票区
平成29年 5月 26日	渕上 猛志		—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第20・21 投票区
平成29年 5月 30日	渕上 猛志		—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第18・21・22 投票区
平成29年 6月 1日	渕上 猛志		—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第15・16・21・22 投票区
平成29年 6月 6日	渕上 猛志		—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第15・16・22・23 投票区
平成29年 6月 7日	石本 京子		—	定期機関紙発行につき、 送付先の会員情報更新	第4 投票区
平成29年 6月 9日	渕上 猛志		—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第12・15・23・24 投票区
平成29年 6月 13日	渕上 猛志		—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第12・15・17・24 投票区
平成29年 6月 22日	渕上 猛志		—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第12・13・17・25 投票区

平成29年 6月23日	渕上 猛志	—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第17・25投票区
平成29年 6月26日	渕上 猛志	—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第25投票区
平成29年 6月28日	渕上 猛志	—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第12・13・17・25投票区
平成29年 6月29日	渕上 猛志	—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第8・13投票区
平成29年 7月3日	渕上 猛志	—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第7・9・13・19投票区
平成29年 7月5日	渕上 猛志	—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第7投票区
平成29年 7月7日	渕上 猛志	—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第9・19投票区
平成29年 7月11日	渕上 猛志	—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第9・14・15投票区
平成29年 7月12日	渕上 猛志	—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第4・9投票区
平成29年 7月13日	渕上 猛志	—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第4・10・11投票区
平成29年 7月19日	渕上 猛志	—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第6・10・11投票区

平成29年 7月 20日	渕上 猛志		—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第5・6投票区
平成29年 7月 21日	渕上 猛志		—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第1・6投票区
平成29年 7月 25日	渕上 猛志		—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第2・3投票区
平成29年 7月 28日	渕上 猛志		—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第2・3投票区
平成29年 7月 31日	渕上 猛志		—	議会活動報告発行につき、 送付先の情報更新	第2・5・6・9・21投票区
平成29年 9月 5日	毎日新聞社 共同通信社	代表取締役社長 丸山 直宏 東京都千代田区一ツ橋1-1-1	—	政治・選挙に関する世論調 査	第14投票区
平成29年 9月 5日	一般社団法人 新情報セシナー	社長 福山 正喜 東京都港区東新橋1-7-1	—	政治・選挙に関する世論調 査	第2・12・22投票区
平成29年 10月 2日	株式会社サーベ イリサーチセンター	事務局長 平谷 伸次 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局統計 調査部消費統計課	政治・選挙に関する統計調 査	三宝町2丁
平成29年 10月 3日	株式会社日本リ サーチセンター	広島事務所長 原田 一臣 広島県広島市中区立町2-29	広島大学	政治・選挙に関する学術調 査	第6投票区
平成29年 12月 22日	朝日新聞東京本 社	代表取締役 鈴木 稲博 東京都中央区日本橋本町2-7-1	成蹊大学	政治・選挙に関する学術研 究	出島浜通、出島海岸通1丁
平成30年 1月 15日	朝日新聞東京本 社	世論調査部長 前田 直人 東京都中央区築地5-3-2	—	政治・選挙などに関する世 論調査	第7投票区、第17投票区

平成30年 2月1日	一般社団法人 新情報センサー	事務局長 平谷 伸次 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局統計 調査部消費統計課	政治・選舉に關する統計調 査	山本町1丁
平成30年 3月6日	一般社団法人 中央調査社	会長 大室 真生 東京都中央区銀座6-16-12	株式会社 時事通信社	政治・選舉に關する世論調 査	三宝町4~6丁、海山町4丁

~~~~~

堺市堺区選挙管理委員会公表第2号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条  
の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用  
する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、  
下記のとおり公表する。

平成30年5月11日

堺市堺区選挙管理委員会  
委員長 初道文雄

記

申出者なし

中区選挙管理委員会告示

堺市中区選挙管理委員会告示第3号

堺市中区選挙管理委員会委員長及びその職務を代理すべき委員を次のとおり定めた。

平成30年5月11日

堺市中区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 新三

委員長

住所 堀市中区小阪91-17

氏名 佐々木 新三

委員長代理

住所 堀市中区深井清水町3216

氏名 南埜 昌市

## 中区選挙管理委員会公表

堺市中区選挙管理委員会公表第1号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則  
(昭和25年総理府令第13号) 第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年5月11日

堺市中区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 新三

別紙

## 選挙人名簿抄本閲覧者一覧

| 閲覧年月日       | 閲覧申出者             | 代表者の氏名又は管理人の氏名<br>(政党その他の政治団体及び法人の場<br>合) | 委託者                   | 利用目的の概要          | 閲覧に係る選挙人の範囲    |
|-------------|-------------------|-------------------------------------------|-----------------------|------------------|----------------|
| 平成29年6月20日  | 一般社団法人<br>新情報センター | 事務局長 平谷 伸次<br>東京都渋谷区恵比寿<br>1丁目19番15号      | 総務省統計局統計調査部<br>消費統計課長 | 政治選挙に関する<br>統計調査 | 東山             |
| 平成29年9月26日  | 一般社団法人<br>共同通信社   | 社長 福山 正喜<br>東京都港区東新橋1-7-1                 |                       | 政治選挙に関する<br>世論調査 | 深井・畑山町、福田、深井北町 |
| 平成29年11月6日  | 読売新聞<br>東京本社      | 世論調査部長 鳥山 忠志<br>東京都千代田区大手町1-7-1           |                       | 政治選挙に関する<br>世論調査 | 深井北町、深井中町      |
| 平成29年11月15日 | 一般社団法人<br>中央調査社   | 会長 大室 真生<br>東京都中央区銀座6丁目16番12号             | 関西学院大学法学部<br>学部長      | 政治選挙に関する<br>世論調査 | 新家町            |
| 平成30年1月15日  | 朝日新聞<br>東京本社      | 世論調査部長 前田 直人<br>東京都中央区築地<br>5丁目3番2号       |                       | 政治選挙に関する<br>世論調査 | 深井北町、深井中町      |

堺市中区選挙管理委員会公表第2号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条  
の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用  
する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、  
下記のとおり公表する。

平成30年5月11日

堺市中区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 新三

記

申出者なし

東区選挙管理委員会告示

堺市東区選挙管理委員会告示第2号

堺市東区選挙管理委員会委員長及びその職務を代理すべき委員を次のとおり定めた。

平成30年5月11日

堺市東区選挙管理委員会  
委員長 木村光伺

委員長

住所 堺市東区南野田371番地8

氏名 木村光伺

委員長代理

住所 堺市東区日置荘西町3丁4番11号

氏名 大橋廣正

東区選挙管理委員会公表

堺市東区選挙管理委員会公表第1号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則  
(昭和25年総理府令第13号) 第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年5月11日

堺市東区選挙管理委員会  
委員長 木村光伺

別紙

## 選挙人名簿抄本閲覧者一覧

| 閲覧年月日      | 閲覧申出者 | 代表者の氏名又は管理人の氏名<br>(政黨その他の事務所の所在地<br>及び法人の場合) | 委託者 | 利用目的の概要                  | 閲覧に係る選挙人の範囲 |
|------------|-------|----------------------------------------------|-----|--------------------------|-------------|
| 平成29年4月10日 | 乾 恵美子 |                                              |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |
| 平成29年4月24日 | 乾 恵美子 |                                              |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |
| 平成29年5月11日 | 乾 恵美子 |                                              |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |
| 平成29年5月16日 | 乾 恵美子 |                                              |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |
| 平成29年5月18日 | 乾 恵美子 |                                              |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |
| 平成29年5月26日 | 乾 恵美子 |                                              |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |
| 平成29年5月29日 | 乾 恵美子 |                                              |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |
| 平成29年5月30日 | 乾 恵美子 |                                              |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |
| 平成29年6月1日  | 乾 恵美子 |                                              |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |

| 閲覧年月日      | 閲覧申出者 | 代表者の氏名又は管理人の氏名<br>(主たる事務所の所在地<br>の政党その他の政治団体及び法人の場合) | 委託者 | 利用目的の概要                  | 閲覧に係る選挙人の範囲 |
|------------|-------|------------------------------------------------------|-----|--------------------------|-------------|
| 平成29年6月7日  | 乾 恵美子 |                                                      |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |
| 平成29年6月8日  | 乾 恵美子 |                                                      |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |
| 平成29年6月15日 | 乾 恵美子 |                                                      |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |
| 平成29年6月20日 | 乾 恵美子 |                                                      |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |
| 平成29年6月21日 | 乾 恵美子 |                                                      |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |
| 平成29年6月22日 | 乾 恵美子 |                                                      |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |
| 平成29年7月4日  | 乾 恵美子 |                                                      |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |
| 平成29年7月5日  | 乾 恵美子 |                                                      |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |
| 平成29年7月14日 | 乾 恵美子 |                                                      |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |

| 閲覧年月日       | 閲覧申出者             | 代表者の氏名又は管理人の氏名<br>(政党その他の政治団体及び法人の場合) | 委託者    | 利用目的の概要                  | 閲覧に係る選舉人の範囲 |
|-------------|-------------------|---------------------------------------|--------|--------------------------|-------------|
| 平成29年8月14日  | 乾 恵美子             |                                       |        | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 第1～11投票区    |
| 平成29年8月24日  | 早稲田大学<br>文学学術院    | 東京都新宿区戸山1-24-1                        |        | 政治・選舉に関する学術研究            | 第1～11投票区    |
| 平成29年12月18日 | 株式会社<br>毎日新聞社     | 代表取締役社長 丸山 昌宏<br>東京都千代田区一ツ橋1-1-1      |        | 政治・選舉に関する世論調査            | 第6投票区       |
| 平成30年2月19日  | 一般社団法人<br>新情報センター | 事務局長 平谷 伸次<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15        | 総務省統計局 | 家計消費状況調査                 | 第1投票区       |

堺市東区選挙管理委員会公表第2号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条  
の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用  
する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、  
下記のとおり公表する。

平成30年5月11日

堺市東区選挙管理委員会  
委員長 木村光伺

記

申出者なし

西区選挙管理委員会告示

堺市西区選挙管理委員会告示第2号

堺市西区選挙管理委員会委員長及びその職務を代理すべき委員を次のとおり定めた。

平成30年5月11日

堺市西区選挙管理委員会  
委員長 佐々井正巳

委員長

住所 堺市西区津久野町2-37-9  
氏名 佐々井 正巳

委員長代理

住所 堺市西区平岡町357  
氏名 北野 昌作

## 西区選挙管理委員会公表

堺市西区選挙管理委員会公表第1号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則  
(昭和25年総理府令第13号) 第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年5月11日

堺市西区選挙管理委員会  
委員長 佐々井 正巳

## 選挙人名簿抄本閲覧者一覧

別紙

| 閲覧年月日      | 閲覧申出者                | 代表者の氏名又は管理人の氏名<br>主たる事務所の所在地<br>(政党その他の政治団体及び法人<br>の場合) | 委託者        | 利用目的の概要                  | 閲覧に係る選挙人の範囲       |
|------------|----------------------|---------------------------------------------------------|------------|--------------------------|-------------------|
| 平成29年4月4日  | 株式会社<br>読売新聞東京本社     | 世論調査部長 鳥山 忠志<br>東京都千代田区大手町1-7-1                         |            | 政治・選挙に関する世論調査            | 第11投票区            |
| 平成29年6月20日 | 一般社団法人<br>新情報センター    | 事務局長 平谷 伸次<br>東京都渋谷区恵比寿1-19-15                          | 総務省統計<br>局 |                          |                   |
| 平成29年9月26日 | 一般社団法人<br>共同通信社      | 社長 福山 正喜<br>東京都港区東新橋1-7-1                               |            | 政治・選挙に関する世論調査            | 第4、13投票区          |
| 平成29年11月6日 | 株式会社<br>サーベイリサーチセンター | 広島事務所長 原田 一臣<br>広島県広島市中区立町2-29                          | 広島大学       | 平成29年度肝炎検査受検状況<br>実態把握調査 | 神野町2丁             |
| 平成30年2月21日 | 幸福実現党<br>堺後援会        | 代表 藤本 忠司                                                |            | 政治活動                     | 鳳南町1、2、3、4、5<br>丁 |
| 平成30年3月2日  | 幸福実現党<br>堺後援会        | 代表 藤本 忠司                                                |            | 政治活動                     | 鳳南町2丁             |

堺市西区選挙管理委員会公表第2号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条  
の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用  
する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、  
下記のとおり公表する。

平成30年5月11日

堺市西区選挙管理委員会  
委員長 佐々井 正巳

記

申出者なし

南区選挙管理委員会告示

堺市南区選挙管理委員会告示第4号

堺市南区選挙管理委員会委員長及びその職務を代理すべき委員を次のとおり定めた。

平成30年5月11日

堺市南区選挙管理委員会  
委員長 乾 進

委員長

住所 堺市南区大庭寺974-2

氏名 乾 進

委員長代理

住所 堺市南区庭代台2-2-42

氏名 池田 正規

南区選挙管理委員会公表

堺市南区選挙管理委員会公表第1号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則  
(昭和25年総理府令第13号) 第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年5月11日

堺市南区選挙管理委員会  
委員長 乾 進

別紙

| 選挙人名簿抄本閲覧者一覧 | 閲覧年月日          | 閲覧申出者 | 代表者の氏名又は管理人の氏名<br>主たる事務所の所在地<br>(政党その他政治団体及び法人の場合) | 委託者 | 利用目的の概要                  | 閲覧に係る<br>選挙人の範囲 |
|--------------|----------------|-------|----------------------------------------------------|-----|--------------------------|-----------------|
|              | 平成29年<br>4月4日  | 城 勝行  |                                                    |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 晴美台             |
|              | 平成29年<br>4月28日 | 城 勝行  |                                                    |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 晴美台             |
|              | 平成29年<br>5月8日  | 城 勝行  |                                                    |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 新檜尾台            |
|              | 平成29年<br>5月9日  | 城 勝行  |                                                    |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 新檜尾台            |
|              | 平成29年<br>5月10日 | 城 勝行  |                                                    |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 新檜尾台            |
|              | 平成29年<br>5月11日 | 城 勝行  |                                                    |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 新檜尾台            |
|              | 平成29年<br>5月17日 | 城 勝行  |                                                    |     | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新 | 若松台             |

|                 |                   |                  |                                                           |             |
|-----------------|-------------------|------------------|-----------------------------------------------------------|-------------|
| 平成29年<br>5月19日  | 城 勝行              |                  | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新                                  | 晴美台         |
| 平成29年<br>5月30日  | 一般社団法人<br>新情報センター | 東京都渋谷区恵比寿1-19-15 | 総務省統計局が実施する「家<br>計消費状況調査」の対象者抽<br>出のため                    | 原山台5丁・桃山台1丁 |
| 平成29年<br>5月30日  | 城 勝行              |                  | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新                                  | 高倉台1丁～4丁・岩室 |
| 平成29年<br>5月31日  | 城 勝行              |                  | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新                                  | 高倉台1丁～4丁・岩室 |
| 平成29年<br>6月 9日  | 城 勝行              |                  | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新                                  | 高倉台2丁       |
| 平成29年<br>6月19日  | 城 勝行              |                  | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新                                  | 原山台3丁・4丁    |
| 平成29年<br>9月 5日  | 株式会社毎日新聞<br>社     | 東京都千代田区一ツ橋1-1-1  | 毎日新聞社と埼玉大学が全国<br>の有権者を対象に実施する世<br>論調査の調査対象者を無作為<br>抽出するため | 御池台         |
| 平成29年<br>9月 6日  | 一般社団法人<br>共同通信社   | 東京都港区東新橋1-7-1    | 日本世論調査会 面接世論調<br>査対象者抽出のため                                | 若松台・楓塚台・城山台 |
| 平成29年<br>10月 6日 | 一般社団法人<br>新情報センター | 東京都渋谷区恵比寿1-19-15 | 総務省統計局が実施する「家<br>計消費状況調査」の対象者抽<br>出のため                    | 小代・太平寺・和田   |

|                 |                 |                  |                                        |                                                          |
|-----------------|-----------------|------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 平成29年<br>11月13日 | 城 勝行            |                  | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新               | 原山台                                                      |
| 平成29年<br>11月14日 | 城 勝行            |                  | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新               | 原山台                                                      |
| 平成29年<br>11月15日 | 城 勝行            |                  | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新               | 原山台                                                      |
| 平成29年<br>11月21日 | 一般社団法人<br>中央調査社 | 関西学院大学法<br>学部学部長 | 「選挙制度の効果に関する国<br>際比較調査」実施のための対<br>象者抽出 | 桃山台1丁・4丁                                                 |
| 平成29年<br>11月24日 | 城 勝行            |                  | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新               | 竹城台1丁～4丁                                                 |
| 平成29年<br>12月1日  | 城 勝行            |                  | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新               | 竹城台1丁～4丁                                                 |
| 平成29年<br>12月14日 | 城 勝行            |                  | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新               | 竹城台1丁～4丁                                                 |
| 平成30年<br>1月12日  | 朝日新聞東京本社        | 東京都中央区築地5-3-2    | 政治・選挙などに關する世論<br>調査対象者抽出のため            | 小代・大庭寺・三木開・桃山<br>台3丁・4丁・野々井・稻<br>葉・高尾・竹城台1丁・土佐<br>屋台・深阪南 |
| 平成30年<br>2月2日   | 城 勝行            |                  | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新               | 竹城台1丁～4丁                                                 |

|                |                   |                  |                           |                                        |              |
|----------------|-------------------|------------------|---------------------------|----------------------------------------|--------------|
| 平成30年<br>2月 6日 | 一般社団法人<br>新情報センター | 東京都渋谷区恵比寿1-19-15 | 総務省統計局統<br>計調査部消費統<br>計課長 | 総務省統計局が実施する「家<br>計消費状況調査」の対象者抽<br>出のため | 宮山台1丁・4丁・和田東 |
| 平成30年<br>2月 9日 | 城 勝行              |                  |                           | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新               | 竹城台1丁～4丁     |
| 平成30年<br>2月16日 | 城 勝行              |                  |                           | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新               | 竹城台1丁～4丁     |
| 平成30年<br>2月23日 | 城 勝行              |                  |                           | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新               | 竹城台1丁～4丁     |
| 平成30年<br>3月 2日 | 城 勝行              |                  |                           | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新               | 竹城台1丁～4丁     |
| 平成30年<br>3月 9日 | 城 勝行              |                  |                           | 定期機関紙発行につき送付先<br>の会員情報更新               | 竹城台1丁～4丁     |

~~~~~

堺市南区選挙管理委員会公表第2号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条  
の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用  
する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3の4第2項の規定により、  
下記のとおり公表する。

平成30年5月11日

堺市南区選挙管理委員会  
委員長 乾 進

記

申出者なし

北区選挙管理委員会告示

堺市北区選挙管理委員会告示第3号

堺市北区選挙管理委員会委員長及びその職務を代理すべき委員を次のとおり定めた。

平成30年5月11日

堺市北区選挙管理委員会  
委員長 北野 勇夫

委員長

住所 堺市北区長曾根町640

氏名 北野 勇夫

委員長代理

住所 堺市北区長曾根町641

氏名 伴野 廣治

## 北区選挙管理委員会公表

堺市北区選挙管理委員会公表第1号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則  
(昭和25年総理府令第13号) 第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年5月11日

堺市北区選挙管理委員会  
委員長 北野勇夫

別紙

## 選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は代理人の氏名 (政党その他の政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成29年5月29日	一般社団法人新情報センター	事務局長 平谷 伸次 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号	総務省統計局 統計調査部 消費統計課	総務省統計局が実施する「家計 消費状況調査」の対象者抽出の ため	中百舌鳥町6丁
平成29年5月31日	岡井 勤			定期機関紙の発送につき、送付 会員情報更新のため	北区南花田町全域
平成29年6月5日	石本 京子			定期機関紙の発行につき、送付 会員情報更新のため	東三国ヶ丘小学校校区内 北区東雲東町3丁、4丁 北長尾町4丁、5丁、6丁、7丁、8 丁
平成29年6月6日	石本 京子			定期機関紙の発行につき、送付 会員情報更新のため	東三国ヶ丘小学校校区内 北区東雲東町3丁、4丁 北長尾町4丁、5丁、6丁、7丁、8 丁
平成29年6月7日	石本 京子			定期機関紙の発行につき、送付 会員情報更新のため	東三国ヶ丘小学校校区内 北区東雲東町3丁、4丁 北長尾町4丁、5丁、6丁、7丁、8 丁
平成29年6月8日	石本 京子			定期機関紙の発行につき、送付 会員情報更新のため	東三国ヶ丘小学校校区内 北区東雲東町3丁、4丁 北長尾町4丁、5丁、6丁、7丁、8 丁
平成29年6月9日	石本 京子			定期機関紙の発行につき、送付 会員情報更新のため	東三国ヶ丘小学校校区内 北区東雲東町3丁、4丁 北長尾町4丁、5丁、6丁、7丁、8 丁

平成29年6月13日	石本 京子		定期機関紙の発行につき、送付 百舌鳥小学校校区内 西百舌鳥小学校校区内
平成29年6月15日	石本 京子		定期機関紙の発行につき、送付 百舌鳥小学校校区内 西百舌鳥小学校校区内
平成29年6月19日	岡井 勤		定期機関紙の発行につき、送付 新金岡町1丁2番、7番、3丁1番、 4丁3番
平成29年6月20日	石本 京子		定期機関紙の発行につき、送付 百舌鳥小学校校区内 西百舌鳥小学校校区内
平成29年6月26日	岡井 勤		定期機関紙の発行につき、送付 新金岡町4丁3番2～16棟 新金岡町3丁1番1～5棟 新金岡町1丁2番25～26棟 新金岡町1丁7番
平成29年6月29日	岡井 勤		定期機関紙の発行につき、送付 南花田町全域
平成29年7月6日			定期機関紙の発行につき、送付 南花田町全域
平成29年8月17日	一般社団法人 中央調査社	会長 大室 真生 東京都中央区銀座6丁目16番12号	株式会社時事 通信社 時事通信社が実施する「時事世 論調査」の対象者抽出のため 長曾根町
平成29年9月4日	岡井 勤		定期機関紙の発行につき、送付 新金岡町2丁3番

平成29年9月28日	一般社団法人 共同通信社	社長 福山 正臺 東京都港区東新橋1-7-1	日本世論調査会 面接世論調査 の対象者抽出のため	第2・第18投票区
平成29年10月5日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 平谷 伸次 東京都涉谷区恵比寿1丁目19番15号	総務省統計局 統計調査部 消費統計課	総務省統計局が実施する「家計 消費状況調査」の対象者抽出の ため
平成29年10月6日	岡井 勤			定期機関紙の発行につき、送付 先の会員情報更新のため
平成29年12月5日	石本 京子			定期機関紙の発行につき、送付 先の会員情報更新のため
平成29年12月6日	石本 京子			定期機関紙の発行につき、送付 先の会員情報更新のため
平成29年12月11日	長谷川 俊英		活動報告書の送付	新金岡町2丁3・6、3丁8、4丁5
平成29年12月12日	石本 京子			定期機関紙の発行につき、送付 先の会員情報更新のため
平成29年12月13日	石本 京子			定期機関紙の発行につき、送付 先の会員情報更新のため
平成29年12月14日	石本 京子			定期機関紙の発行につき、送付 先の会員情報更新のため

平成29年12月15日	岡井 勤		定期機関紙の発行につき、送付先の会員情報更新のため	北花田町1・2・3・4丁
平成29年12月20日	岡井 勤		定期機関紙の発行につき、送付先の会員情報更新のため	北花田町2・3・4丁 新金岡4・5・6番
平成29年12月21日	石本 京子		定期機関紙の発行につき、送付先の会員情報更新のため	大豆塙町
平成30年1月12日	朝日新聞東京本社	世論調査部長 前田 直人 東京都中央区築地5-3-2	政治・選挙などに関する世論調査	第8投票区 (新金岡町1, 3, 4, 5丁)
平成30年1月17日	岡井 勤		定期機関紙の発行につき、送付先の会員情報更新のため	北花田町3丁、4丁
平成30年1月31日	一般社団法人新情報センター	事務局長 平谷 伸次 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	東浅香山町3丁
平成30年2月1日	石本 京子		定期機関紙の発行につき、送付先の会員情報更新のため	百舌鳥赤堀町、百舌鳥梅北町、百舌鳥梅町
平成30年2月16日	石本 京子		定期機関紙の発行につき、送付先の会員情報更新のため	百舌鳥赤堀町、百舌鳥梅北町、百舌鳥梅町
平成30年2月20日	石本 京子		定期機関紙の発行につき、送付先の会員情報更新のため	百舌鳥赤堀町、百舌鳥梅北町、百舌鳥梅町

平成30年3月1日	石本 京子	定期機関紙の発行につき、送付 会員情報更新のため	百舌鳥赤畠町、百舌鳥梅北町、百舌鳥 梅町
平成30年3月19日	岡井 勤	定期機関紙の発行につき、送付 会員情報更新のため	蕨前町1・2・3丁、新堀町
平成30年3月28日	岡井 勤	定期機関紙の発行につき、送付 会員情報更新のため	蕨前町1・2・3丁、新堀町

堺市北区選挙管理委員会公表第2号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条  
の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用  
する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、  
下記のとおり公表する。

平成30年5月11日

堺市北区選挙管理委員会  
委員長 北野勇夫

記

申出者なし

美原区選挙管理委員会告示

堺市美原区選挙管理委員会告示第1号

堺市美原区選挙管理委員会委員長及びその職務を代理すべき委員を次のとおり定めた。

平成30年5月11日

堺市美原区選挙管理委員会  
委員長 小池秀樹

委員長

住所 堺市美原区黒山64-1

氏名 小池秀樹

委員長代理

住所 堺市美原区多治井256-6

氏名 東年一

## 美原区選挙管理委員会公表

堺市美原区選挙管理委員会公表第1号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則  
(昭和25年総理府令第13号) 第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年5月11日

堺市美原区選挙管理委員会  
委員長 小池秀樹

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧		代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他の政治団体及び法人の 場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
閲覧年月日	閲覧申出者				
平成29年9月28日	一般社団法人 共同通信社	社長 福山 正喜 東京都港区東新橋1-7-1		政治・選挙に関する世論調査 の対象者抽出のため	美原区阿弥、菩提、大鑓、北余 部
平成29年11月9日	読売新聞東京 編集局 世論調査部	世論調査部長 鳥山 忠志 東京都千代田区大手町1-7-1		政治・選挙に関する世論調査 の対象者抽出のため	美原区さつき野

堺市美原区選挙管理委員会公表第2号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条  
の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用  
する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、  
下記のとおり公表する。

平成30年5月11日

堺市美原区選挙管理委員会  
委員長 小池秀樹

記

申出者なし

監査委員公表

堺市監査委員公表第14号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第1  
2項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月11日

堺市監査委員 池田克史  
同 吉川守  
同 藤坂正則  
同 小杉茂雄

行管第95号  
平成30年4月13日

堺市監査委員様

堺市長 竹山修身

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成29年12月21日付け監査委員報告第14号 子ども青少年局

## 監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	平成29年9月1日～平成29年12月21日	
措置を講じた部局等	子ども青少年局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 (1)</p> <p>児童福祉費負担金（児童養護施設等入所者負担金）について</p> <p>堺市児童福祉法施行細則に基づき、子ども相談所が児童養護施設等（障害児入所施設を除く）に入所措置した本人又はその扶養義務者から措置に要した費用の全部又は一部を収入している。</p> <p>この事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 措置費徴収額の通知</p> <p>堺市児童福祉法施行細則では、児童福祉施設措置費徴収額を決定又は変更したときは、児童福祉施設措置費徴収額決定（変更）通知書により、納入義務者に通知するものとされている。</p> <p>しかし、児童福祉施設措置費徴収額を決定したにもかかわらず、当該通知書により通知していないものがあった。</p>	<p>通知していなかった納入義務者に対しては、平成29年10月3日に通知書を送付いたしました。</p> <p>本件は、システムへの措置費徴収額認定の入力時に認定理由コードの入力を誤ったことが原因であり、再発防止に向けて、同年11月13日に、データ入力時の確認を確実に行うよう課員に対して指導いたしました。</p> <p>また、同年12月26日にシステムの改修を行い、入力時</p>	子ども相談所 家庭支援課

	<p>に入力内容に誤り等がある場合に警告画面を表示するとともに、認定調書（システムから出力）の決裁時にチェックができるよう同調書に認定理由欄を表示する機能の追加を行いました。</p> <p>2 (1)</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 行政財産目的外使用許可台帳の記載</p> <p>(ア) 青少年の家の行政財産目的外使用許可台帳に、以下のような不備があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産を使用している者から代表者及び住所に係る変更届の提出を受けていたにもかかわらず、この変更を反映していなかった。</li> <li>・光熱水費について、財産を使用する者が負担することとして許可しているにもかかわらず、本市負担と記載していた。</li> <li>・算出基礎欄の記載内容が誤っていた。</li> </ul> <p>イ 決裁文書の作成</p> <p>市が作成する文書には、改ざん等のおそれがあるため、消せ</p>	
	<p>御指摘後、行政財産目的外使用許可台帳に係る不備事項について訂正しました。</p> <p>今後は、適時に許可台帳の修正を行うとともに、目的外使用許可の決裁に許可台帳を添付し、決裁時にも確認するよう改めます。</p>	<p>子ども青少年育成部 子ども育成課</p> <p>子ども青少年育成部</p>

<p>るボールペンを使用してはならないが、青少年センター駐車場等の賃貸借契約の締結に係る決裁文書の一部に、消せるボールペンを使用していた。</p>	<p>してはならないという認識が不足していました。 平成29年11月6日に実施した子ども育成課内の朝礼において、改めて課長から全職員に対し消せるボールペンの文書への使用に関する法制文書課の通知文を基に注意喚起を行いました。</p>	<p>子ども育成課</p>
<p>ウ 公有財産台帳の記載 (ア) 津久野こども園の公有財產台帳に、建物の取得価格を誤って記載していた。</p>	<p>直ちに内容を確認のうえ、公有財産台帳の取得価格の訂正を行いました。 今後は、財産活用課の記載要領等に基づいて、現況と台帳の確認を定期的に実施し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>	<p>子育て支援部 幼保運営課</p>
<p>(イ) 日置荘こども園の公有財產台帳に、以下のような不備があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の所在地について、町名までしか記載せず、地番を記載していなかった。</li> <li>・建物の構造を誤って記載していた。</li> <li>・用途を廃止した土地及び建物の一部について、台帳の表面と裏面の両方にその内容を記載しなければならないにもかかわらず、裏面にしか記載していなかった。</li> </ul>	<p>御指摘の事項については、直ちに内容を確認のうえ、公有財産台帳に地番等を記載し、建物の構造の訂正を行いました。 今後は、公有財産に異動が生じた場合、財産活用課の記載要領等を確認し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>	<p>子育て支援部 幼保運営課</p>
<p>2 (2) 職員手当等（時間外休日及び夜間勤務手当）について</p>		

<p>時間外勤務手当に係る事務について、以下のとおり意見を付す。</p> <p>[勤務時間の適切な管理について（意見）]</p> <p>子ども青少年局では、前回の監査実施時に時間外勤務（平成25年度）が年間720時間を超えていた職員は6人で、全員が子ども相談所虐待対策課の職員であったが、平成28年度は同課で720時間を超えた職員は皆無となっていた。</p> <p>しかし一方で、平成28年度に子ども青少年育成部子ども育成課で1人及び同部子ども家庭課で2人が720時間を超える時間外勤務を行っていた。平成29年度も子ども育成課で2人、子ども家庭課で4人が4月から7月にかけて合計240時間（720時間×4月/12月）を超える時間外勤務を行っており、年間720時間を超えるおそれがある。</p> <p>長時間にわたる勤務が職員の健康に悪影響を与えることを踏まえ、業務自体や仕事の進め方の見直しなど実効性のある取組を行うことにより、職員の勤務時間のより適切な管理に留意されたい。</p> <p>2 (3)</p> <p>物品購入について</p> <p>物品購入に係る事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p>	<p>子ども青少年局では、これまでの事前命令の確実な実施、不要不急の時間外勤務の禁止及びノー残業デーの実施に加えて、平成29年度から局管理会議を設置し、時間外勤務の削減に取り組んできました。</p> <p>しかし、御指摘の所属においては、平成28年度及び平成29年度上半期に係の人員の異動や非恒常的な業務が発生したことなどにより、上記の取組を行ったものの十分な成果が得られませんでした。</p> <p>今後は、業務分担の見直しをより一層進めていくことなどで、長時間の勤務を行っている職員の時間外勤務を縮減してまいります。</p>	子ども青少年局
--	--	---------

<p><b>ア 支出負担行為伺書の決裁</b></p> <p>(ア) 支出負担行為伺書は、堺市事務決裁規則に基づき、課長が決裁を行なうべきところ、決裁を行っていないものがあつた。</p> <p>(イ) 日付が記載されていない見積書を添付した支出負担行為伺書を決裁しているものがあつた。</p> <p>(ウ) 支出負担行為伺書の支出先に関する訂正は、決裁権者であるこども園長が行なうべきところ、局総務担当課の経理担当係長が訂正を行なっているものがあつた。</p> <p><b>イ 物品発注事務</b></p> <p>(ア) 物品発注伝票に物品の数量を誤って記載していたため、物品発注伝票による検収が行えないものがあつた。</p>	<p>平成29年9月20日付けで、追認で課長決裁を行いました。</p> <p>今後は、決裁後に決裁漏れがないか再度確認するよういたします。</p> <p>御指摘後、平成29年10月25日に電子メールで、同月26日に朝礼で、所属長から所属職員全体に対して、起案時に日付等記載内容を確認するよう指導しました。</p> <p>御指摘の事項については、直ちに支出負担行為伺書や当時の処理の経緯を確認のうえ、平成29年9月15日に決裁権者である当該こども園長による訂正を行いました。</p> <p>今後、支出負担行為伺書の記載内容に訂正が生じた場合は、事務処理の手引き（支出編）に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>発注者が作成した物品発注伝票の記載誤りによるものですが、発注者に購入を指示した者が検収者であり、納品された数量に誤りがなかったことから、検収確認を行った際に伝票の記載誤りには気付きました。</p> <p>発注に際しては伝票の内容</p>	<p>子ども青少年育成部 子ども企画課</p> <p>子ども青少年育成部 子ども家庭課</p> <p>子育て支援部 英彰こども園</p> <p>子ども青少年育成部 子ども育成課</p>
---	--	--

	<p>と相違がないか確認すること、検収に際しては伝票と納品物を突合せて確認すること、及び決裁ラインにある者は各種伝票（支出命令書・物品発注伝票・納品書等）に過誤がないか確認することを確實に行なうよう指導致しました。</p> <p>御指摘の事項については、直ちに内容を確認のうえ、物品発注伝票及び物品購入明細書の数量の訂正を行いました。</p> <p>御指摘後、平成29年11月15日に全こども園長に対して、物品購入の事務マニュアルに基づく適正な事務処理を行うよう指導しました。また、各こども園では、職員会議で指摘事項の共有・周知を図るとともに、指摘事項を踏まえ物品購入事務を行うよう園長が所属職員に指導しました。</p> <p>(イ) 物品発注事務においては、支出負担行為伺書を起案し、決裁後に物品の発注を行わなければならぬが、発注後に支出負担行為伺書を起案しているものがあった。</p> <p>(ウ) 発注先に発注内容を示す印判調達原稿書に文字の大きさ</p>	<p>子育て支援部 浜寺石津こども園、美原にしこども園</p> <p>子ども青少年育成部 子ども家庭課</p> <p>子育て支援部 美原ひがしこ</p>
--	---	--

<p>を示す号数を誤って記載しているものがあった。</p> <p>ウ 歳出予算執行科目 　　ウイルスチェック機能付 USB メモリのライセンス延長に係る支出について、予算科目を使用料及び賃借料とすべきところ、消耗品費としていた。</p> <p>2 (4) 　　委託料について 　　委託料に係る事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 委託料の支払回数 　　堺市母子父子寡婦福祉資金未収金対策業務に係る委託料の支払回数について、委託契約書に記載している支払回数（4回払）と仕様書に記載している支払回数（3回払）が一致していなかった。</p>	<p>判調達原稿書の号数を訂正しました。 御指摘後、平成 29 年 11 月 15 日に全こども園長に対して、物品購入の事務マニュアルに基づく適正な事務処理を行うよう指導しました。また、各こども園では、職員会議で指摘事項を共有・周知し、指摘事項を踏まえ物品購入事務を行うよう園長が所属職員に指導しました。</p> <p>歳出予算執行科目の相違について、平成 29 年 12 月 19 日付けで科目振替処理を行いました。 今後は、科目が明確でないものについては、その都度、会計室に問合せを行い、適正な科目での支出を行います。</p>	<p>ども園</p> <p>子ども相談所 家庭支援課</p>
	<p>平成 29 年 11 月 13 日付けで、契約書に記載している支払回数を 3 回払いに訂正しました。</p> <p>再発防止策として、同年 10 月 26 日の朝礼で、所属長から所属職員全体に対して、起案</p>	<p>子ども青少年育成部 　　子ども家庭課</p>

	<p>時に仕様書と契約書の記載内容の確認をするよう指導しました。</p> <p>2 (5) 補助金について 補助金に係る事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 補助金交付要綱の規定 堺市補助金交付規則においては、堺市暴力団排除条例に基づき、交付申請者が法人である場合は、補助金の交付申請時に、役員情報届出書を提出するよう規定している。 しかし、堺市事業所内保育施設設置支援事業補助金交付要綱では、補助対象者に法人が含まれているにもかかわらず、特段の理由もなく、役員情報届出書の提出を省略していた。</p>	<p>子育て支援部 幼保運営課</p> <p>堺市事業所内保育施設設置支援事業補助金交付要綱において、役員情報届出書の提出を要する旨を規定していなかったため、平成29年11月1日付けで当該交付要綱の改正を行い、補助対象者である法人から、ただちに役員情報届出書の提出を受けました。</p>
2 (6) 現金の管理について 現金の管理に係る事務について、指摘すべき事項等として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。	<p>ア 現金出納簿の記載 (ア) 公金外現金である堺市青少年活動振興協会活動事業経費について、平成29年10月12日に実地調査を行ったところ、保管している現金と現金</p>	<p>子ども青少年育成部 子ども育成課</p> <p>現金出納簿兼収支整理簿に日々の収支を適時反映させることを重視していたため、これまで同協会に所属する野外活動指導員が現金を保管して</p>

<p>出納簿兼収支整理簿に記載している現金残高が一致していなかった。</p> <p>(イ) こども園が保護者から徴収している公金外現金である写真代について、実際に徴収した額と現金出納簿兼収支整理簿に収入額として記載している金額が一致しないものがあった。</p> <p>[長期間保有している公金外現金の管理について（意見）]</p> <p>公金外現金である日本スポーツ振興センター災害共済給付金は、市立こども園の管理下で災害が発生したときに市を経由して保護者に給付されるものである。これについて、平成 29 年 10 月 12 日時点で、平成 9 年、15 年及び 16 年に保護者に渡す</p>	<p>いる状態においても、当該現金と金庫内の現金を併せた金額を現金残高として当該整理簿に記載し、支出の都度現金残高を減少させる記載を行つておりました。</p> <p>平成 29 年 11 月 17 日以降の収支から、金庫内の現金のみを現金残高とする記載方法に改めました。</p> <p>御指摘の事項については、直ちに写真代徴収簿、徴収袋を確認のうえ、現金出納簿兼収支整理簿の修正を行いました。</p> <p>平成 29 年 11 月 15 日に全こども園長に対して、公金外現金取扱基準に基づく適正な事務処理の実施と定期的に関係書類等の検査を行うよう指導しました。また、各こども園では、職員会議で指摘事項の共有・周知を図り、指摘事項を踏まえ公金外現金の公正かつ正確な事務処理を行うよう所属職員に指導しました。</p>	<p>子育て支援部 新金岡こども園</p> <p>子育て支援部 幼保推進課</p>
---	---	---

<p>べき給付金が受取拒否や居所不明により 1万 264 円未支給となっていた。このような公金外現金を 10 年以上にわたり長期間保有し続けることは適当ではないため、適切な対応を行われたい。</p> <p>[バス回数乗車券の管理について(意見)]</p> <p>平成 29 年 10 月 12 日に実地調査を行ったところ、現在では発行されていないバス回数乗車券を 235 枚 (6 万 2,980 円分) 保有していたが、平成 26 年度及び 27 年度は使用実績がなく、平成 28 年度は 3 枚、平成 29 年度は 4 枚の使用にとどまっていた。</p> <p>バス回数乗車券は現金と同様の金券であり、管理上の事務やリスクを伴うことから、管理換えを行うなどにより有効に使用する手法を検討されたい。</p>	<p>御指摘のバス回数乗車券については、課内職員に対し、バスを利用する際はバス回数乗車券を優先的に使用するよう周知することにより、平成 29 年 10 月下旬から 12 月下旬にかけて、20 枚 (5,000 円分) を使用しました。</p> <p>また、平成 30 年 1 月 9 日には、73 枚 (1 万 8,250 円分) を使用の予定がある他の所属へ管理換えを行い、再度、課内職員に対して、同日に府内メールで、及び 1 月 10 日に課内会議でバス回数乗車券の積極的な使用を呼びかけました。</p> <p>引き続き、管理換え先の調整や公共交通機関の利用促進を図り、バス回数乗車券の有効な使用に努めてまいります。</p>	子育て支援部 幼保運営課
--	--	-----------------